

高校生のみなさんへ

奨学生募集のご案内

群馬県教育文化事業団では、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生に、無利子で奨学金を貸与しています。

家計の事が心配な高校生の方は、先生に相談して申し込んでみませんか？

申込資格・条件

1. 父母またはこれに代わる人（親権者等）の住所が群馬県内にあること。
2. 高等学校または専修学校の高等課程に在学している高校生であること。
3. 学習意欲がありながら、経済的理由で修学が困難であること。
4. 連帯保証人2名（親権者等と、もう一人）を立てられること。



～詳しい条件は裏面をご覧ください～

申込先

申込手続はすべて在学している学校を通して行います。
担任の先生に申し出て申込書等を受け取り、下記の募集期間中に学校へ提出してください。

募集期間

在学している学校への提出期間です。

一次募集 平成29年4月12日（水）～5月11日（木）・・・4月採用

二次募集 平成29年8月30日（水）～9月14日（木）・・・10月採用

貸与月額

	国公立	私立	
月額奨学金	18,000円	30,000円	自宅外通学の場合5,000円加算できます。
入学一時金	50,000円	100,000円	希望により、入学時の1回に限り貸与可。

※第1回目の奨学金の振込日は6月30日（金）の予定です。



在学している学校、または、群馬県教育文化事業団奨学金課まで、お気軽にお問い合わせください。
ホームページも合わせてご覧ください。

条件について

家計の基準【条件1】

親権者等の所得が基準額以下である必要があります。
世帯人員や家族の状況で基準額は変わりますので、ホームページ等で確認してみてください。
例えば、4人家族で一人だけ働いている場合の目安は、次のとおりです。

参考例……**両親（母は無職）・私・弟（公立の中学生）**

	給与所得の場合 (収入金額)	給与所得以外の場合 (収入金額－必要経費)
公立高校等	737万円	293万円
私立高校等	757万円	307万円



※ご家庭の事情によっては、上記以上の金額でも基準に合致する場合があります。

学力の基準【条件2】

学習成績の基準（高校平均3.0以上／中3平均3.5以上）はありますが、基準に満たなくても、学習意欲がある場合には学校長の特別推薦が受けられます。学校に相談してみてください。

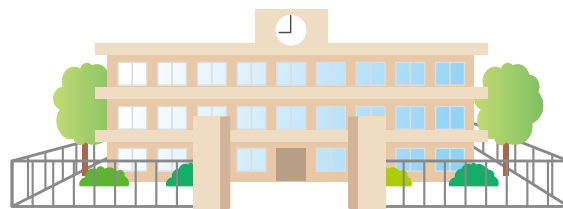
連帯保証人2名の選定【条件3】

連帯保証人は、本人が奨学金を返金できない場合に返還していただく方です。

①親権者等

②もう一人（別生計）

- ・ 仕事をして、独立した生計を営んでいる方（貸与総額を上回る年間所得があること）
- ・ 申込者が高校卒業時に65歳以下の成人の方（高校1年生の場合は昭和30年4月以降生まれ）
- ・ 4親等内の親族、または国内に居住している方（知人や友人でもOKです）



返還について

返還年数は貸与額に応じて6年から14年になります。1回あたりの返還金額も貸与額により決まります。

※大学・専門学校等に進学した場合は、返還猶予願を行うことにより、その期間の返還が猶予されます。



公益財団法人 **群馬県教育文化事業団**

〒371-0801 前橋市文京町2-20-22

奨学金課 ☎027-243-0411 (直通)

TEL 027-224-3960(代表) FAX 027-221-4082

<http://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/>